

農地情報公開システム・フェーズ2  
データ管理・提供ガイドライン

農業委員会等向け

1.02 版

平成 28 年 4 月 20 日

一般社団法人 全国農業会議所

農地情報公開システム整備事業フェーズ推進共同事業体

---

変更履歴

| 版数 | 更新日       | 更新概要           | 更新箇所                |  |  |
|----|-----------|----------------|---------------------|--|--|
| 1  | 2016/3/30 | 1.00 版<br>新規作成 | 新規作成                |  |  |
| 2  | 2016/4/19 | 1.01 版<br>更新   | 2.4.3 外字管理情<br>報の更新 |  |  |
| 3  | 2016/4/20 | 1.02 版<br>更新   | 一部修正                |  |  |

目次

|           |                                   |          |
|-----------|-----------------------------------|----------|
| <b>1.</b> | <b>はじめに</b> .....                 | <b>2</b> |
| 1.1.      | ガイドラインの目的.....                    | 2        |
| 1.2.      | ガイドラインの記載内容.....                  | 2        |
| 1.3.      | システムの概要.....                      | 3        |
| 1.3.1.    | 農地情報公開システムの全体像.....               | 3        |
| 1.3.2.    | 各システムの概要.....                     | 4        |
| 1.4.      | 本ガイドラインに関連する文書.....               | 5        |
| <b>2.</b> | <b>データ管理・提供ガイドライン</b> .....       | <b>7</b> |
| 2.1.      | データ管理・提供対象.....                   | 7        |
| 2.1.1.    | 農地台帳.....                         | 7        |
| 2.1.2.    | 農地区画図.....                        | 7        |
| 2.1.3.    | 農地ピン.....                         | 7        |
| 2.1.4.    | 受付・議案情報.....                      | 7        |
| 2.1.5.    | 農地履歴.....                         | 7        |
| 2.1.6.    | 外字管理情報.....                       | 8        |
| 2.1.7.    | ユーザ.....                          | 8        |
| 2.2.      | データ管理（農地台帳情報の管理）.....             | 9        |
| 2.2.1.    | 申請受付による申請及び届出情報の登録.....           | 9        |
| 2.2.2.    | 議案処理に基づく農地台帳の更新.....              | 9        |
| 2.2.3.    | 機構通知に基づく農地台帳の更新.....              | 10       |
| 2.2.4.    | 住基固定突合に基づく農地台帳の更新.....            | 10       |
| 2.2.5.    | 調査結果 CSV に基づく農地台帳の更新.....         | 10       |
| 2.2.6.    | 農地台帳の補正.....                      | 11       |
| 2.2.7.    | 農地台帳と農地区画図及び農地ピンの突合エラーの確認と修正..... | 12       |
| 2.3.      | データ管理（農地地図情報の管理）.....             | 14       |
| 2.3.1.    | 農地区画図の補正.....                     | 14       |
| 2.3.2.    | 農地ピンの補正.....                      | 15       |
| 2.3.3.    | 農地区画図の入れ替え.....                   | 15       |
| 2.3.4.    | 農地区画図及び農地ピンと農地台帳の不整合の解消.....      | 16       |
| 2.4.      | データ管理（その他）.....                   | 17       |
| 2.4.1.    | 窓口での台帳閲覧／要約書の交付.....              | 17       |
| 2.4.2.    | 証明書等の交付.....                      | 17       |
| 2.4.3.    | 外字管理情報の更新.....                    | 17       |
| 2.4.4.    | データ移行ツール取り込み後の更新.....             | 19       |
| 2.4.5.    | ユーザ管理.....                        | 19       |
| 2.5.      | データ提供.....                        | 20       |
| 2.5.1.    | 農地台帳の提供.....                      | 20       |
| 2.5.2.    | 農地区画図・農地ピンの提供.....                | 21       |
| 2.5.3.    | 農地ピンの公開設定.....                    | 21       |
| 2.5.4.    | 進捗管理システムでのデータ提供状況の確認.....         | 22       |

# 1.はじめに

## 1.1.ガイドラインの目的

本ガイドラインは、農業委員会等が農地情報公開システム（フェーズ2）で適切にデータの管理及び提供を行えるよう、データ管理及び提供の作業内容等について説明するものである。

農地情報公開システム整備事業では、各農業委員会等が整備する農地台帳の情報を一元的に集約し、インターネット又はその他の方法による公表、農地台帳・農地地図が連携した農地情報の一元化を実現することを目的としている。本事業では、システム開発を2段階に分けて行っており、平成26年度は農地台帳の情報をインターネット又はその他の方法により公表を行うシステム（以下、「フェーズ1システム」という。）を構築し、平成27年4月から稼働している。さらに平成27年度は、「農地台帳情報の一元管理・利用」が可能なシステム（以下、「フェーズ2システム」という。）を構築することを目的としており、これにより農業委員会等においては、権利移動等で変更が生じた農地台帳情報を逐次更新し、その後公開承認を行うことで全国農地ナビに自動で反映することが可能となる。また、農地中間管理機構においては、農地台帳の全ての情報を活用して農地集積・集約化業務が遂行可能となる。

本ガイドラインではデータ収集・移行が完了し、フェーズ2システムを利用開始している農業委員会等を対象とし、各農業委員会等利用システムにおける農地台帳情報及び農地地図情報（農地区画・農地ピン）の管理、各農業委員会等利用システム及び進捗管理システムのユーザの管理並びに各農業委員会等利用システムから格納システム、公開前確認・公開システム等への農地台帳情報及び農地地図情報の提供作業について、内容と手順等を示すことを目的とする。

## 1.2.ガイドラインの記載内容

本ガイドラインは、フェーズ2システムの利用を開始した後のデータ管理・提供に係る業務内容を記載する。

本ガイドラインの構成は以下のとおりである。

表 1-1 ガイドラインの構成

| 項番 | 章題            | 記載内容                                |
|----|---------------|-------------------------------------|
| 1  | 第1章 はじめに      | 本ガイドラインの目的、記載内容、フェーズ2システムの概要を説明する。  |
| 2  | 第2章<br>データ管理・ | 2.1 データ管理・提供対象<br>データ管理・提供対象を説明する。  |
| 3  | 提供ガイド         | 2.2-2.4 データ管理<br>データ管理概要、管理方法を説明する。 |
| 4  | ライン           | 2.5 データ提供<br>データ提供概要、作業方法を説明する。     |

### 1.3.システムの概要

フェーズ2システムは、各農業委員会等利用システム、格納システム、進捗管理システム、農地中間管理機構利用システム、住基・固定突合アプリ、データ移行ツールから構成されている。

#### 1.3.1.農地情報公開システムの全体像

農地情報公開システムの全体像を「図 1-1 農地情報公開システムの全体図」に記載する。

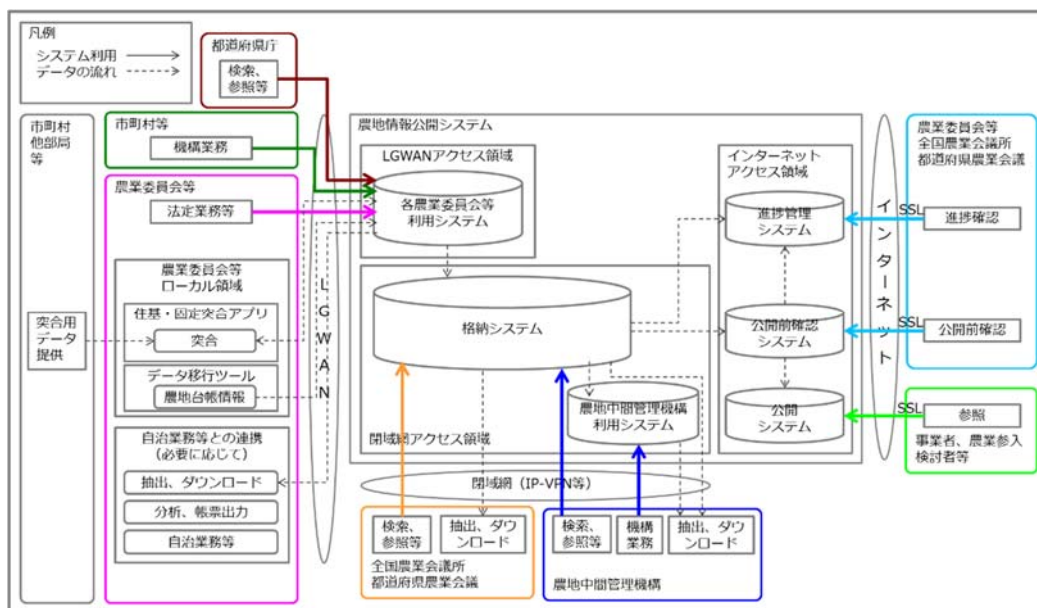


図 1-1 農地情報公開システムの全体図

### 1.3.2.各システムの概要

農地情報公開システムを構成する各システムの概要を「表 1-2 各システムの概要」に記載する。

表 1-2 各システムの概要

| 項番 | 領域            | システム           | 定義  |
|----|---------------|----------------|---|
| 1  | LGWAN アクセス領域  | 各農業委員会等利用システム  | 農業委員会等及び都道府県庁における農地台帳及び農地地図の管理を支援する。農地中間管理機構から委託を受けた市町村が農用地利用配分計画案を作成することを支援する。 |
| 2  | 閉域網アクセス領域     | 格納システム         | 農業委員会等が管理する農地台帳情報・農地地図情報等の最新情報（出作地、農地以外の土地、転用済みの農地を除く）を参照用の形式で格納・管理する。          |
| 3  |               | 農地中間管理機構利用システム | 農地中間管理機構における農地集積に関する各種情報の管理を支援する。   |
| 4  | インターネットアクセス領域 | 進捗管理システム       | 格納システムにおける農地台帳情報・農地地図情報の格納状況や公開前確認システムにおける公開承認等の進捗情報を管理する。                      |
| 5  |               | 公開前確認システム      | 格納システムに格納されているデータのうち、公表用農地情報を参照用の形式で格納する。                                       |
| 6  |               | 公開システム         | 公開前確認システムに格納されている公表用農地情報のうち、農地情報の利用者への公開承認が行われたデータを参照用の形式で格納する。                 |
| 7  | 農業委員会等ローカル領域  | 住基・固定突合アプリ     | 農業委員会等が住民基本台帳及び固定資産課税台帳と各農業委員会等が管理する農地台帳情報とを突合し、差異をもとに農地台帳情報を更新することを支援する。       |

## 1.4.本ガイドラインに関連する文書

本ガイドラインに関連する文書として、以下に示す文書も併せて参照すること。

表 1-3 本ガイドラインの関連資料

| 項番 | 対象システム        | 資料名  | 記載説明   |
|----|---------------|--|--|
| 1  | 全般            | 農地情報公開システム・フェーズ2の機能仕様等について（平成28年2月15日付、27会議所発第1048号）         | フェーズ2システムの概要、仕様の変更点や確定した機能詳細に関する資料一式。  |
| 2  |               | 農地情報公開システム・フェーズ2の利用に向けた手引き等の送付について（平成28年2月15日付、27会議所発第1049号） | フェーズ2の利用開始までに必要となる資料一式。  |
| 3  | 各農業委員会等利用システム | システム操作手順書<br>1:はじめに  | 各農業委員会等利用システムの共通のシステム操作手順等を示す手順書。  |
| 4  |               | システム操作手順書<br>2:台帳管理  | 農地の筆ごとに、「農地台帳の管理項目の記録の仕方」に示す農地台帳の筆別表の項目及び各農業委員会等で設定した任意項目を登録・管理する機能の操作手順を示す手順書。                              |
| 5  |               | システム操作手順書<br>3:地図管理  | 市町村全域及び農業委員会管轄地域全域の地図を表示し、農地の筆ごとに、農地区画を示すポリゴンまたはピンの作成・編集、任意のレイヤ上に図形（ライン・エリア・ポイント・文字）の作成・編集を行う機能の操作手順を示す手順書。  |
| 6  |               | システム操作手順書<br>4:台帳・地図補正                                       | 農地の登記異動（分筆・合筆等）や、現況地目の変更、農振法や土地計画法の設定、権利の移動、世帯の変更、利用状況調査や意向調査の結果の登録等を行う機能の操作手順を示す手順書。                        |
| 7  |               | システム操作手順書<br>5:申請受付  | 法令に基づく許可申請、届出、事業計画変更、証明願等の受付登録及び修正を行う機能を説明する手順書。   |
| 8  |               | システム操作手順書<br>6:議案処理  | 申請受付機能で受け付けた申請・届出のうち、農業委員会総会の審議または報告対象案件を表示し、議案書・報告書等の作成、審議結果の登録、審議結果による意見書・進達書の作成と農地台帳への反映を行う機能の操作手順を示す手順書。 |
| 9  |               | システム操作手順書<br>7:ダッシュボード                                       | 申請受付状況の進捗状況や月内の貸借終期期限の農地件数、利用状況調査結果等の集計した結果や活動整理カードの農地台帳管理項目を可視化する機能の操作手順を示す手順書。<br>※2次リリース対象であるため、後日提供予定    |
| 10 |               | システム操作手順書<br>8:土地農家詳細検索                                      | 土地データ、世帯員データ、農家/法人データ、土地履歴データ、離農データについて、検索条件を指定して検索及び参照する機能の操作手順を示す手順書。                                      |
| 11 |               | システム操作手順書<br>9:統計  | 農業委員会管轄地域全域の農地を大字、小字コード毎に地目別に面積、筆数の集計を行う機能の操作手順を示す手順書。<br>※2次リリース対象であるため、後日提供予定                              |

データ管理・提供ガイドライン  
農業委員会等向け

| 項番 | 対象システム                       | 資料名                                       | 記載説明  |
|----|------------------------------|---|---|
| 12 |                              | システム操作手順書<br>10:各種帳票                      | 証明願、交付願、指導文書、台帳、一覧、通知、窓口帳票等の各種帳票を出力・印刷する機能の操作手順を示す手順書。  |
| 13 |                              | システム操作手順書<br>11:補助機能                      | 本システムを利用するユーザの管理、フィルタ管理、共通コード管理、ユーティリティ処理、交付履歴管理、外字リスト管理、ポリゴン提供可否設定を行う機能の操作手順を示す手順書。          |
| 14 |                              | システム操作手順書<br>12:住基・固定突合連携                 | 住民基本台帳や固定資産税土地台帳のデータと本システムの世帯員・個人や農地のデータを突合し、不突合の修正を行う機能の操作手順を示す手順書。<br>※2次リリース対象であるため、後日提供予定 |
| 15 |                              | システム操作手順書<br>13:中間管理機構連携                  | 農地中間管理機構利用システムからの結果通知を取り込み、結果通知の確認及び台帳情報への反映を行う機能の操作手順を示す手順書。                                 |
| 16 |                              | システム運用手順書                                 | 各農業委員会等利用システムの管理者ユーザが使用できる機能の操作手順を示す手順書。  |
| 17 |                              | フェーズ2システム利用申請書                            | 各農業委員会等利用システムの管理者ユーザを作成・変更する際に、全国会議所に提出する文書。  |
| 18 |                              | 進捗管理システム                                  | システム操作手順書<br>進捗管理システム_農業委員会等  |
| 19 | システム運用手順書<br>進捗管理システム_農業委員会等 |   | 進捗管理システムにおいて農業委員会等の管理者ユーザが使用できる機能の操作手順を示す手順書。   |
| 20 | 公開前確認システム                    | システム操作マニュアル<br>公開前確認システム_都道府県農業会議・農業委員会等編 | 公開前確認システムにおいて農業委員会等及び都道府県農業会議のユーザが使用できる機能の操作手順を示す手順書。   |



## 2. データ管理・提供ガイドライン

### 2.1. データ管理・提供対象

データ管理・提供対象は農地台帳、農地区画図、農地ピン、受付・議案情報、農地履歴、外字管理情報、ユーズである。

#### 2.1.1. 農地台帳

農地台帳情報としては「土地に関わるデータ」、「世帯員に係るデータ」、「経営体に係るデータ」が該当し、各農業委員会等利用システムの台帳管理機能の各種タブ「土地データ」、「世帯員/構成員データ」、「農家/法人経営データ」にて管理することができる。農地台帳情報は画面項目での個別入力を行うが、一部項目は一覧画面での一括設定、CSV ファイル取込による一括設定が可能である。

#### 2.1.2. 農地区画図

農地地図情報に含まれる農地法第二条で示される耕作の目的に供される土地の登記上の一筆地（以下、「一筆農地」という。）の境界に基づき作成した区画図。農地区画図には一筆農地内で宅地・山林等の非農地が混在している、一筆農地を貸付分割している等の理由により、農地台帳の管理上、筆を分割した場合の境界に基づき作成した区画図である「内地番図」と、地籍調査実施中のため法務局の登記が行われていない区画、地番が付番されていない河川敷等で耕作している区画の境界に基づき作成した区画図である「仮地番図」が含まれる。

各農業委員会等利用システムにおける農地区画図の利用は任意であり、システム利用開始時に各農業委員会等が利用可否を決定する。農地区画図情報は、原則として地図管理機能等を用いて画面上で編集を行うが、大規模な公共事業施行や地籍調査完了等により農地地図情報の大幅な変更が必要な場合は、運用作業により農地区画図の入れ替えを行う。

#### 2.1.3. 農地ピン

農地地図情報に含まれる農地区画図、内地番図、仮地番図に示される区画の概ね中心を示す点情報。

各農業委員会等利用システムにおいて農地区画図の利用を選択した場合、農地区画図と連動する形で作成される農地ピンを対象に地図管理機能等を用いて画面上で編集を行う。農地区画図の利用を選択しない場合は、農地ピンが単独で存在する状態で地図管理機能等を用いて画面上で編集を行う。農地区画図と同様に、大規模な公共事業施行や地籍調査完了等により農地地図情報の大幅な変更が必要な場合は、運用作業により農地ピンの入れ替えを行う。

#### 2.1.4. 受付・議案情報

申請受付により各農業委員会等利用システムに登録された、農家/法人等からの法令に基づく申請や届出の内容。また、申請受付で登録された案件を基に各農業委員会等利用システムで作成された議案及び議案に基づく総会議決結果。

#### 2.1.5. 農地履歴

各農業委員会等利用システムで農地補正（分筆、合筆）又は権利補正を行った場合に、自動的に生成される農地の履歴情報。各農業委員会等利用システムの利用開始以前の農地履歴については、既存システムを参照する必要がある。

#### 2.1.6.外字管理情報

各農業委員会等利用システムで各農業委員会が利用している外字と、それに対応する代替文字との紐付け情報。各農業委員会等利用システムの外字管理テーブルに保存される。

#### 2.1.7.ユーザ

各農業委員会等利用システム及び進捗管理システムを利用するユーザ。管理者ユーザは全国会議所で発行する一方、管理者ユーザの基本情報の変更や一般ユーザの発行は各農業委員会等の管理者ユーザが行う。

## 2.2.データ管理（農地台帳情報の管理）

農地台帳情報を管理する際の、フェーズ2システムでの作業内容を記載する。

農業委員会等は各農業委員会等利用システムを用いて農地台帳情報の管理を行う。なお、各農業委員会等利用システムから格納システム及び公開前確認・公開システムに提供するデータに対し、提供先の各システムのユーザが行えるのは参照のみであり、登録、更新等のデータ管理は行うことができない。

### 2.2.1.申請受付による申請及び届出情報の登録

農家／法人等から農地法第3条許可申請、農地法第4条許可申請・届出・事業計画変更、農地法第5条許可申請・届出・事業計画変更、農地法第18条許可申請・届出、基盤法利用集積計画（所有権移転／利用権貸借）、証明願等の法令に基づく申請や届出を受けた場合に、受付を行う。

本作業は、以下に示す各農業委員会等利用システムの機能を用いて実施する。

受付登録されていない案件は議案として作成することができないため、留意すること。

表 2-1 申請受付による申請及び届出情報の登録において利用する機能

| 項番 | 手順書名称             | 機能            | 概要               |
|----|-------------------|---------------|------------------|
| 1  | システム操作手順書 5. 申請受付 | 申請や届出の受付機能    | 申請や届出の受付登録業務を行う。 |
| 2  |                   | 申請や届出の検索・修正機能 | 受付登録された事項の修正を行う。 |
| 3  |                   | 申請書印刷機能       | 許可申請書や届出書の印刷を行う。 |

### 2.2.2.議案処理に基づく農地台帳の更新

申請受付で登録した申請・届出から議案書・報告書を作成し、農業委員会総会で議案の審議を行う。また、都道府県知事への意見書及び進達書の作成等を行い、許可による権利移動・登記異動を台帳に反映する。この際、台帳への反映は自動的に実施され、農地履歴情報も自動的に作成される。

本作業は、以下に示す各農業委員会等利用システムの機能を用いて実施する。

なお、権利移動情報の反映を迅速に行うために、議決結果の登録は、原則として総会での決定後、翌日を行うこと。

表 2-2 議案処理に基づく農地台帳の更新において利用する機能

| 項番 | 手順書名称             | 機能         | 概要  |
|----|-------------------|------------|---|
| 1  | システム操作手順書 6. 議案処理 | 議案書及び報告書作成 | 申請受付で登録した申請・届出のうち、農業委員会総会各回の審議または報告対象案件を抽出し、議案書・報告書を作成する。 |
| 2  |                   | 議決結果登録     | 議案ごとの審議結果を登録する。また、審議の結果、進達が必要な場合は意見を登録し、意見書及び進達書を作成する。    |
| 3  |                   | 議決結果台帳反映   | 許可による権利移動・登記異動を台帳に反映する。台帳への反映は自動的に実施され、農地履歴情報も自動的に作成される。  |

### 2.2.3.機構通知に基づく農地台帳の更新

農地中間管理機構が農地に対して中間管理権を設定した場合、つまり、農地中間管理機構利用システム上で中間管理権設定項目(※)を更新した場合には、各農業委員会等利用システムに対して、自動的に通知(以下、「機構通知」という。)が行われる。当該通知は一日単位で更新されるため、各農業委員会等においては、機構通知が来ているかどうかを定期的に確認した上で、土地毎に機構通知の内容を確認の上、農地台帳に反映する。なお、機構通知の内容に誤りがある場合等は、「反映しない処理」を行うことで、機構通知一覧において非表示にすることも可能である。

※農地中間管理機構により登録される中間管理権設定項目

- 農地法第 35 条第 2 項に基づく協議を行わない通知発出年月日
- 農地法第 35 条第 2 項に基づく協議を行った年月日
- 農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した年月日

本作業は、以下に示す各農業委員会等利用システムの機能を用いて実施する。

表 2-3 機構通知に基づく農地台帳の更新で利用する機能

| 項番 | 手順書名称                  | 機能             | 概要                                       |
|----|------------------------|----------------|--|
| 1  | システム操作手順書 13. 中間管理機構連携 | 機構通知内容確認       | 農地中間管理機構システムから日次で自動的に取り込まれた機構通知を一覧で確認する。 |
| 2  |                        | 機構通知内容の台帳情報の反映 | 機構通知内容の農地台帳情報への反映を行う。                    |

### 2.2.4.住基固定突合に基づく農地台帳の更新

農地台帳情報を、住基・固定突合アプリで、自身の市町村が保有している住民基本台帳データ及び固定資産税土地データと突合し、不整合の抽出及び台帳データへの反映を行う。住基・固定突合アプリでは、農業委員会等の端末上において突合処理が行われ、住民基本台帳及び固定資産課税台帳のデータそのものはクラウド上にアップロードしない仕組みとなっており、個人情報保護に対する対応がなされたものとなっている。

本作業の実施に当たっては、突合用住基台帳 CSV ファイル等の個人情報が含まれるファイルを利用するため、取り扱いには十分注意すること。

**※本機能は 2 次リリース対象である。**

### 2.2.5.調査結果 CSV に基づく農地台帳の更新

利用状況調査・利用意向調査情報、市町村他部局情報(耕地番号、本地面積、各種交付金補助金の支援状況等)、農地台帳調査情報、世帯員調査情報、農業経営体調査情報の調査結果 CSV の取り込みにより農地台帳の一括更新を行う。

本作業は、以下に示す各農業委員会等利用システムの機能を用いて実施する。

表 2-4 農地台帳の補正において利用する機能

| 項番 | 手順書名称                  | 機能         | 概要   |
|----|------------------------|------------|--|
| 1  | システム操作手順書 4. 台帳・地図補正機能 | CSV 取込補正機能 | 農地台帳で管理されている情報について、外部編集用の CSV ファイルを出力する。また、編集後の CSV ファイルを取り込み、一括更新を行う。 |

## 2.2.6.農地台帳の補正

台帳で管理されている土地データ、世帯員／構成員データ、農家／法人経営データ等の各種情報に対し、「議案処理」を行わずに土地の権利補正や世帯情報の補正を行う。

また、農地の合筆・分筆・削除処理、部分的な貸付及び解除による補正、農地に対する利用状況調査や所有者の意向調査による補正、各種区分（農振法区分、都市計画法区分、生産緑地法区分、圃場整備区分・区画整理区分）や納税猶予の対象設定、耕作状況の補正等を行う。

本作業は、以下に示す各農業委員会等利用システムの機能を用いて実施する。

表 2-5 農地台帳の補正において利用する機能

| 項番 | 手順書名称                  | 機能                | 概要   |
|----|------------------------|-------------------|--|
| 1  | システム操作手順書 2. 台帳管理      | 土地データの管理機能        | 農地台帳の筆別表の項目及び各農業委員会等で設定した任意項目を登録・管理する。   |
| 2  |                        | 世帯員／構成員データの管理機能   | 世帯員／構成員データの基本的事項、各農業委員会等で設定した任意項目を登録・管理する。   |
| 3  |                        | 農家／法人経営データの新規登録機能 | 農家／法人経営データの基本的事項、「農地台帳の管理項目の記録の仕方」に示す農地台帳の営農の状況の項目、各農業委員会等で設定した任意項目を登録・管理する。   |
| 4  |                        | 共有者の管理機能          | 農家／法人経営データの基本的事項、「農地台帳の管理項目の記録の仕方」に示す農地台帳の営農の状況の項目、各農業委員会等で設定した任意項目を登録・管理する。   |
| 5  | システム操作手順書 4. 台帳・地図補正機能 | 農地補正機能            | 農地台帳で管理されている農地に対して、分筆・合筆・削除の処理を行う。<br>農地区画図を利用している場合は、フルリンク機能により、農地区画図の分割・合併・削除の処理も併せて行う。<br>農地補正では、分筆・合筆の処理を行った場合に、農地履歴情報を自動的に作成する。 |
| 6  |                        | 権利補正機能            | 農地台帳で管理されている農地に対して、農地法や基盤強化法等で設定される権利情報の更新を行う、権利補正では、全ての機能の更新時に農地履歴情報を自動的に作成する。  |
| 7  |                        | 世帯補正機能            | 農地台帳で管理されている農家/法人に対して、分離・合併・離農等の処理を行う。また、農家/法人で管理されている世帯員/構成員単位で処理を行う。   |
| 8  |                        | その他補正機能           | 農地台帳で管理されている農地に対して、農振法や都市計画法等の適用区分や耕作状況の更新を行う。   |
| 9  |                        | 利用状況／意向調査補正機能     | 農地台帳で管理されている農地に対して、利用状況報告や遊休農地の指導状況等の更新を行う。  |
| 10 |                        | 任意項目補正機能          | 農地台帳で管理されている農地に対して、任意項目の更新を行う。   |

農地台帳の補正に伴い、農地区画図や農地ピンの補正が必要な場合には、「2.3.1 農地区画図の補正」及び「2.3.2 農地ピンの補正」に示す作業を行う。

なお、農地台帳で管理している世帯員／個人が「DV等支援対象者」に該当する場合は、世帯員／個人データの【注意区分】のフラグを設定する。本設定を行うことにより、帳票出力時等に注意喚起が行われるほか、格納システムへデータ提供を行う際に、閲覧制限情報（氏名、ヨミガナ、住所、性別、生年月日）が空白に変換される。

## 2.2.7. 農地台帳と農地区画図及び農地ピンの突合エラーの確認と修正

各農業委員会等利用システムでは、農地台帳と農地区画図及び農地ピンのフルリンク機能を提供しているが、農地台帳と農地区画図が紐づいていない場合等には、突合エラーが発生する。そのため、定期的にエラーの有無を確認し、適宜エラーの解消を行う必要がある。エラーとしては、「台帳余り」、「地図余り」、「区画修正」、「地番重複」が存在する。

### ① 「台帳余り」エラーの確認、修正方法

「台帳余り」エラーは、紐づく農地地図情報が存在せず、台帳が余っている状態である。「台帳余り」となっている農地台帳の所在を確認して、所在内容に誤りがないことを確認する。誤りがある場合は正しい所在に修正を行う。所在の確認がとれたら、地図上で農地区画図又は農地ピンを表示して、該当する農地の確認を行う。農地台帳の所在内容と一致する農地区画図又は農地ピンが存在する場合は、農地区画図又は農地ピンの突合キーを修正して、農地台帳と農地区画図又は農地ピンの突合キーを一致させる。該当する所在が存在しない場合は、農地区画図を新規作成し、突合キーを設定して農地台帳と紐づける。

### ② 「地図余り」エラーの確認、修正方法

「台帳余り」エラーは、紐づく農地台帳情報が存在せず、農地地図が余っている状態である。「地図余り」となっている農地区画図又は農地ピンの所在を確認し、必要な農地区画図又は農地ピンであれば、農地台帳の所在を確認して、正しい方の所在に合わせる形で突合キーを修正して、農地台帳と農地区画図又は農地ピンの突合キーを一致させる。農地台帳に農地が存在しない場合は、農地台帳を新規作成して農地区画図又は農地ピンと所在を一致させる。なお、紐づく農地台帳がない農地区画図又は農地ピンは原則削除すること。

### ③ 「区画修正」エラーの確認、修正方法

「区画修正」エラーは、農地台帳情報の「区画整理」項目に値が設定されている土地が一覧で表示される。「区画修正」エラーとなっている土地に対し、農地台帳情報の区画整理項目を確認し、「整備済」であるものは農地区画図の補正を行う。また、土地に対し農地区画図の補正を行った後には、再度一覧を表示し、補正した土地に「区画修正済」を登録し、農地台帳の区画整理項目を「設定無」に変更する。

なお、「区画修正」のエラーとして、整備中であり区画修正が完了していない土地も一覧に出力される仕様となっているため、誤って修正しないよう留意すること。

### ④ 「地番重複」エラーの確認、修正方法

「地番重複」エラーは、農地台帳情報の所在が重複している情報を一覧表示する。「地番重複」となっている農地台帳情報の所在を確認し、修正可能であれば農地台帳情報を適宜修正する。

修正した農地台帳情報と農地区画図又は農地ピンの所在を確認し、必要な農地区画図又は農地ピンであれば、正しい所在に合わせる形で突合キーを修正して、農地区画図又は農地ピンの突合キーを一致させる。農地区画図又は農地ピンに農地が存在しない場合は、新規作成して農地台帳と所在を一致させる。

本作業は、以下に示す各農業委員会等利用システムの機能を用いて実施する。

表 2-6 農地台帳と農地区画図の突合エラーの確認と修正で利用する機能

| 項番 | 手順書名称                 | 機能     | 概要  |
|----|-----------------------|--------|---|
| 1  | システム操作手順書 14. 地図エラー機能 | 台帳余り機能 | 紐づく農地区画図がない農地台帳の一覧を参照し、修正要否を判断した上で、農地台帳と農地区画図いずれかの修正を行う                           |
| 2  |                       | 地図余り機能 | 紐づく農地台帳がない農地区画図の一覧を参照し、修正要否を判断した上で、農地台帳と農地区画図いずれかの修正を行う                           |
| 3  |                       | 区画修正機能 | 農地台帳情報の「区画整理」項目が設定されている土地の一覧を参照し、修正が必要な土地に対して、農地区画図の修正を行い、農地台帳の「区画整理」項目を「設定無」にする。 |
| 4  |                       | 地番重複機能 | 地番が重複している農地台帳の一覧を参照し、修正要否を判断した上で、農地台帳と農地区画図の修正を行う。                                |

## 2.3.データ管理（農地地図情報の管理）

農地地図情報を管理する際の、フェーズ2システムでの作業内容を記載する。

農業委員会等は各農業委員会等利用システムを用いて農地地図情報の管理を行う。なお、各農業委員会等利用システムから格納システム及び公開前確認・公開システムに提供するデータに対し、提供先の各システムのユーザが行えるのは参照のみであり、登録、更新等のデータ管理は行うことができない。

### 2.3.1.農地区画図の補正

【本作業は農地区画図を利用している場合のみ実施する】

各農業委員会等利用システムでは、農地台帳と農地区画図のフルリンクを実現しており、農地台帳の補正を契機とした農地区画図の補正を行うことや、農地区画図の補正時に紐づく農地台帳を管理することができる。本作業は、以下に示す各農業委員会等利用システムの機能を用いて実施する。

表 2-7 農地区画図の補正において利用する機能

| 項番 | 手順書名称                  | 機能     | 概要  |
|----|------------------------|--------|---|
| 1  | システム操作手順書 4. 台帳・地図補正機能 | 分筆機能   | 農地台帳の農地補正機能で農地の分筆を行った際に、併せて農地区画図の分割を行う。   |
| 2  |                        | 合筆機能   | 農地台帳の農地補正機能で農地の合筆を行った際に、併せて農地区画図の合併を行う。   |
| 3  |                        | 削除機能   | 農地台帳の農地補正機能で農地の削除を行った際に、併せて農地区画図の削除を行う。   |
| 4  |                        | 貸付分割機能 | 農地台帳の農地補正機能で農地の貸付分割を行った際に、併せて農地区画図の分割を行う。 |
| 5  |                        | 貸付解除機能 | 農地台帳の農地補正機能で農地の貸付解除を行った際に、併せて農地区画図の合併を行う。 |
| 6  | システム操作手順書 3. 地図管理      | 分割機能   | 農地区画図の分割を行い、農地台帳との紐付けを行う。                 |
| 7  |                        | 合併機能   | 農地区画図の統合を行い、農地台帳との紐付けを行う。                 |
| 8  |                        | 入力機能   | 農地区画図の作成を行い、農地台帳との紐付けを行う。                 |
| 9  |                        | 編集機能   | 農地区画図の属性情報、大きさ・形状を変更する。                   |
| 10 |                        | 削除機能   | 農地区画図の削除を行う。                              |

項番 1~5 の機能により農地台帳の補正を行った際には、システムの機能により台帳に紐づく農地区画図に遷移できるため、併せて農地区画図の補正を行う。また、項番 6~8 の機能により農地区画図の補正を行った際には、改めて農地区画図と農地台帳との紐付けを行う。

また、「農地区画ポリゴンの連携可否設定」において、「格納システムまで連携」、「公開前確認システム・公開システムまで連携」を設定している場合は、農地区画図の補正を行った後、地図転送を実施する必要がある。

地図転送をする際は1日あたりの地図転送量にシステム上の制約が有るため、全国農業会議所より周知されたスケジュールに従い転送を実施すること。

本作業の詳細は各農業委員会等利用システムの「システム運用手順書」を参照すること。



### 2.3.2.農地ピンの補正

#### ① 農地区画図を利用している場合

農地区画図を利用している場合、農地ピンは農地区画図から自動的に生成されるため、手動で農地ピンを作成することはできない。農地ピンの自動生成は、農地区画図の作成、分筆、合筆、貸付分割、貸付解除を行った場合に実行される。生成された農地ピンに対しては、位置の変更を行うことができる。

本作業は、以下に示す各農業委員会等利用システムの機能を用いて実施する。

表 2-8 農地ピンの補正（農地区画図を利用している場合）において利用する機能

| 項番 | 手順書名称             | 機能   | 概要            |
|----|-------------------|------|---------------|
| 1  | システム操作手順書 3. 地図管理 | 編集機能 | 農地ピンの位置を変更する。 |

#### ② 農地区画図を利用していない（農地ピンのみを利用している）場合

各農業委員会等利用システムでは、農地区画図を利用しない場合でも、農地台帳と農地ピンのフルリンクを実現しており、農地台帳の補正を契機とした農地ピンの補正を行うことや、農地ピンの補正時に紐づく農地台帳を管理することができる。

本作業は、以下に示す各農業委員会等利用システムの機能を用いて実施する。

表 2-9 農地ピンの補正（農地区画図を利用していない場合）において利用する機能

| 項番 | 手順書名称                  | 機能     | 概要                                       |
|----|------------------------|--------|--|
| 1  | システム操作手順書 4. 台帳・地図補正機能 | 分筆機能   | 農地台帳の農地補正機能で農地の分筆を行った際に、併せて農地ピンの追加を行う。   |
| 2  |                        | 合筆機能   | 農地台帳の農地補正機能で農地の合筆を行った際に、併せて農地ピンの統合を行う。   |
| 3  |                        | 削除機能   | 農地台帳の農地補正機能で農地の削除を行った際に、併せて農地ピンの削除を行う。   |
| 4  |                        | 貸付分割機能 | 農地台帳の農地補正機能で農地の貸付分割を行った際に、併せて農地ピンの追加を行う。 |
| 5  |                        | 貸付解除機能 | 農地台帳の農地補正機能で農地の貸付解除を行った際に、併せて農地ピンの統合を行う。 |
| 6  | システム操作手順書 3. 地図管理      | 入力機能   | 農地ピンの作成を行い、農地台帳との紐付けを行う。                 |
| 7  |                        | 編集機能   | 農地ピンの属性情報、位置を変更する。                       |
| 8  |                        | 削除機能   | 農地ピンの削除を行う。                              |

項番 1~5 の機能により農地台帳の補正を行った際には、システムの機能により台帳に紐づく農地ピンに遷移できるため、併せて農地ピンの補正を行う。また、項番 6~8 の機能により農地ピンの補正を行った際には、改めて農地ピンと農地台帳との紐付けを行う。

### 2.3.3.農地区画図の入れ替え

地籍調査完了等で農地区画図の大幅な修正が必要となる場合は、フェーズ2システムの運用・保守業者による農地区画図の入れ替えを行うため、全国農業会議所へ連絡する。

なお、農地ピンのみを利用している場合においても、必要に応じて農地区画図の利用に変更することも可能であるため、その場合も全国会議所へ連絡する。

#### 2.3.4.農地区画図及び農地ピンと農地台帳の不整合の解消

農地区画図及び農地ピンと農地台帳の不整合が発生した場合は、「2.2.7 農地台帳と農地区画図及び農地ピンの突合エラーの確認と修正」を参照すること。

## 2.4.データ管理（その他）

その他のデータを管理する際の、フェーズ2システムでの作業内容を記載する。

農業委員会等は各農業委員会等利用システム及び進捗管理システムを用いて以下に示すデータ管理を行う。

### 2.4.1.窓口での台帳閲覧／要約書の交付

各農業委員会等の窓口で農家／法人等より台帳閲覧等の請求を受けた場合には、閲覧用農地台帳を出力し、提示するか、あるいは農地台帳記録事項要約書を出力し、交付する。

本作業は、以下に示す各農業委員会等利用システムの機能を用いて実施する。

なお、閲覧用農地台帳には個人情報に記載されることから、提示に当たっては、記載内容に「DV等支援対象者」に関連する情報がないことを確認すること。

表 2-10 窓口での台帳閲覧／要約書の交付において利用する機能

| 項番 | 手順書名称              | 機能        | 概要                          |
|----|--------------------|-----------|-----------------------------|
| 1  | システム操作手順書 10. 各種帳票 | 窓口帳票の出力機能 | 閲覧用農地台帳又は農地台帳記録事項要約書の出力を行う。 |

### 2.4.2.証明書等の交付

農家／法人等より証明願を受領した場合等に、証明書・交付書・指導文書を出力し、交付する。

本作業は、以下に示す各農業委員会等利用システムの機能を用いて実施する。

表 2-11 証明書等の交付において利用する機能

| 項番 | 手順書名称              | 機能                | 概要                  |
|----|--------------------|-------------------|---------------------|
| 1  | システム操作手順書 10. 各種帳票 | 証明書・交付書・指導文書の出力機能 | 証明書・交付書・指導文書の出力を行う。 |

### 2.4.3.外字管理情報の更新

農業委員会等が使用している外字については、代替文字を設定していない場合、各農業委員会等利用システムで地図上の外字が「■」で表示されるほか、農業委員会等以外の利用者（都道府県庁、都道府県農業会議、全国農業会議所、農地中間管理機構、一般国民）が農地情報公開システム上で農地台帳や地図を参照した場合にも、同様に外字が「■」で表示されることとなる。そのため、各農業委員会等利用システム上で外字に対応する代替文字の設定を行う。

本作業は、表 2-13 に示す各農業委員会等利用システムの機能を用いて実施する。

代替文字の設定を行った後には、「■」を代替文字に置き換える処理（設定内容を確定させる処理）を手動で実行する必要があるため、留意すること。

代替文字表示が必要な一覧を以下に示す。

表 2-12 外字文字の表示方法

| 農地委員会等からの外字文字の提出 | 外字管理テーブルにて代替文字の設定等実施 | 農業委員会等<br>各農業委員会等利用システム<br>(台帳表示) |    |     | 農地中間管理機構<br>格納システム (台帳表示) |      |      | 農地中間管理機構<br>農地中間管理機構利用システム<br>格納システム (地図表示) |      |      |
|------------------|----------------------|-----------------------------------|----|-----|---------------------------|------|------|---|------|------|
|                  |                      | 地名                                | 人名 | CSV | 地名                        | 人名   | CSV  | 地名  | 人名   | CSV  |
| 提出               | 実施                   | 外字                                | 外字 | 外字  | 外字                        | 代替文字 | 代替文字 | 代替文字  | 代替文字 | 代替文字 |
|                  | 未実施                  | 外字                                | 外字 | 外字  | 外字                        | ■    | ■    | ■   | ■    | ■    |
| 未提出              | 実施                   | 外字                                | 外字 | 外字  | 代替文字                      | 代替文字 | 代替文字 | 代替文字  | 代替文字 | 代替文字 |
|                  | 未実施                  | 外字                                | 外字 | 外字  | ■                         | ■    | ■    | ■   | ■    | ■    |

農業委員会等は、農地中間管理機構からの「別紙\_代替文字登録依頼書」による依頼に基づく都道府県農業会議からの代替文字表示設定依頼を受け、代替文字表示設定を行う。



表 2-13 外字リスト機能

| 項番 | 手順書名称     | 機能        | 概要  |
|----|-----------|-----------|---|
| 1  | システム運用手順書 | 外字リスト表示機能 | 代替文字が未登録の外字を一覧で表示する。または、農業委員会等で使用している外字を一覧で表示する。      |
| 2  |           | 代替文字設定機能  | 代替文字が未登録の外字にどの代替文字を対応させるかを設定する。                       |
| 3  |           | 代替文字削除機能  | 登録済みの代替文字設定を削除する。                                     |
| 4  |           | 代替文字置換機能  | 大字・小字・氏名・住所で使用されている外字文字を、設定した代替文字に置き換える (設定内容を確認させる)。 |

#### 2.4.4.データ移行ツール取り込み後の更新

データ移行ツールで取り込みを行った後に、移行ツールでの移行対象外の項目を各農業委員会等利用システムで入力する必要がある。

移行対象外の項目については、「データ管理・提供ガイドライン(農業委員会等向け)別紙\_データ移行ツール\_移行対象外項目一覧」を参照すること。

#### 2.4.5.ユーザ管理

##### ① 管理者ユーザの作成・変更依頼

各農業委員会等利用システム及び進捗管理システムの管理者ユーザは、全体管理者ユーザのみが作成できるため、管理者ユーザの作成を行う場合には、全国会議所に対して申請を行う必要がある。

各農業委員会等利用システムと進捗管理システム（フェーズ 1 システム不参加団体）の管理者ユーザの作成を行う場合は、「フェーズ 2 システム利用申請書」を作成の上、全国会議所に提出する。

また、進捗管理システム（フェーズ 1 システム参加団体）の管理者ユーザについては、フェーズ 1 システムで作成した管理ユーザを使用する。

##### ② 一般ユーザの管理

各農業委員会等利用システム及び進捗管理システムの一般ユーザは、管理者ユーザにより管理を行う。管理内容を以下に示す。ユーザ管理作業の詳細は、各農業委員会等利用システムの「システム運用手順書」及び進捗管理システムの「システム運用手順書」を参照のこと。

表 2-14 ユーザ管理対象・管理内容

| 項番 | 管理対象組織 | 権限    | 管理内容     |
|----|--------|-------|----------|
| 1  | 農業委員会  | 一般ユーザ | 追加・更新・削除 |
| 2  | 市町村    | 一般ユーザ | 追加・更新・削除 |

各農業委員会等利用システム及び進捗管理システムの一般ユーザがメールアドレスの設定を行わずにパスワード再発行処理を行った場合、再発行パスワード通知メールは管理者ユーザに向けて送信される。そのため、管理者ユーザは受信したメールの内容を確認の上、対象の一般ユーザに対して再発行パスワードを伝える必要がある。

## 2.5.データ提供

格納システム及び公開前確認・公開システムへデータを提供する際の概要と、フェーズ 2 システムでの作業内容を記載する。

農業委員会等は、各農業委員会等利用システムから格納システム、公開前確認・公開システムに対し、農地台帳、農地区画図及び農地ピン、外字管理情報の提供を行う。この際、受付・議案情報や農地履歴は提供されない。

また、公開前確認・公開システムに提供された農地台帳、農地区画図及び農地ピンを農地ナビ上で公表するためには、公開前確認システムで公開承認を行う必要がある。公開承認作業の詳細については、「公開前確認システム\_都道府県農業会議・農業委員会等編」を参照すること。

### 2.5.1.農地台帳の提供

各農業委員会等利用システムの農地台帳は、日次の夜間バッチ処理で格納システム及び公開前確認・公開システムへ提供される。この際、農地台帳情報の内容に従い提供が制限される。以下ではこの制限をフィルタと称し説明する。

#### ① 各農業委員会等利用システムから格納システムへのフィルタ

以下の a)、b)、c)のいずれかの条件に当てはまる場合、各農業委員会等利用システムから格納システムへの提供は行わない。

a) 当該農業委員会等の地域外の農地である時

b) 農地以外の土地 : 登記地目が以下のいずれにも該当しないもの

0 : 設定なし、1 : 田、2 : 畑、3 : 牧場

または、現況地目が以下のいずれにも該当しないもの

0 : 設定なし、1 : 田、2 : 畑、3 : 樹園地、4 : 採草放牧地、8 : 農業用施設

c) 転用済の農地 : 転用形態が以下のいずれにも該当しないもの

0 : 設定無、2 : 一時転用

上記 a)、b)、c)のフィルタ条件に加え、注意区分にフラグが立っている場合は、個人データのすべての項目が空欄 (NULL) となり、世帯・法人データの住所の欄も空欄 (NULL) となる。

#### ② 格納システムから公開前確認システム・公開システムへのフィルタ

格納システムへのフィルタに加え、農地地図情報と紐づかない土地、及び以下の a)、b)、c)のいずれかの条件に当てはまる場合、格納システムから公開前確認システム・公開システムへの提供は行わない。また、公開システムで公表される項目のみが提供される。

a) 農業委員会等コードの先頭 6 桁が地方公共団体コードと合致しないもの

b) 以下のいずれかに該当する土地

都市計画法が 1:市街化区域に該当する土地

生産緑地区分が 2:有に該当する土地

c) 農地以外の土地 : 状況調査結果が以下のいずれかであり

0 : 設定なし、3 : 遊休農地ではない

かつ現況地目が以下のいずれにも該当しないもの

1 : 田、2 : 畑、3 : 樹園地、4 : 採草放牧地、8 : 農業用施設

## 2.5.2.農地区画図・農地ピンの提供

### ① 農地区画図の提供可否の設定

各農業委員会等利用システムの農地区画図については、格納システム及び公開前確認システム・公開システムへの提供可否の設定を行うことができる。「農地区画ポリゴンの連携可否設定」機能から、「連携しない」、「格納システムまで連携」、「公開前確認システム・公開システムまで連携」の3パターンのいずれかを選択して設定する。本設定は、各農業委員会単位（複数農業委員会等で1つのデータベースに統合して利用している場合は、複数農業委員会等の単位）で設定を行う。

「連携しない」を選択すると、各農業委員会等利用システムだけで農地区画図が表示され、格納システム、公開前確認システム・公開システムには農地ピンのみが提供される。

「格納システムまで連携」を選択すると、格納システムまで農地区画図及び農地ピンが提供され、全国農業会議所、都道府県農業会議、農地中間管理機構が農地区画図及び農地ピンを参照可能となる。また、公開前確認システム・公開システムには農地ピンのみが提供される。

「公開前確認システム・公開システムまで連携」を選択すると、格納システム、公開前確認システム・公開システムに農地区画図及び農地ピンが提供され、全国農地ナビでも農地ピンに加えて農地区画図も公表される。

農地区画図及び農地ピンを格納システムに提供する際に適用されるフィルタは「2.5.1 ① 各農業委員会等利用システムから格納システムへのフィルタ」、「2.5.1 ② 格納システムから公開前確認システム・公開システムへのフィルタ」に示すフィルタと同様である。

### ② 農地区画図及び農地ピンの転送処理

農地区画図の変更が確定した後は、各農業委員会等利用システムの地図データ転送機能で格納システムへ農地区画図及び農地ピンを転送する必要がある。農地区画図は、境界線等注意を払う必要があることから、変更した情報が正しいかを確認した後に転送する。

地図データ転送手順の詳細は、各農業委員会等利用システムの「システム運用手順書」を参照すること。なお、1日あたりの地図データ転送量には上限があるため、全国会議所より別途周知されるスケジュール（曜日割）に従って地図データ転送処理を行うこと。

## 2.5.3.農地ピンの公開設定

各農業委員会等利用システムでは、公開前確認システムの公開停止設定とは別に、農地単位で農地ピンの公開停止設定が行える。公開停止設定を行うことにより公開前確認システム、公開システムへは農地区画図、農地ピンが提供されない。

農地ピンの公開停止は、フェーズ2システムにおいて農地ピンを個別に指定し、特定の農地が公開されないように設定する。農地ピンの公開停止設定作業の詳細は、各農業委員会等利用システムの「システム操作手順書 3. 地図管理」を参照すること。

なお、各農業委員会等利用システム、公開前確認システムいずれかで「非公開」設定した農地ピンは非公開となる。したがって、一度非公開にしたピンを公開とする場合、仮に両方のシステムで「非公開」設定をしている場合には、両方のシステムで「公開」設定にする必要がある。ここで、公開前確認システムでの設定情報は公開前確認システムのみで確認可能であり、各農業委員会等利用システムでは確認できない点に注意すること

#### 2.5.4.進捗管理システムでのデータ提供状況の確認

進捗管理システムでは、格納システム及び公開前確認システム・公開システムへのデータ提供状況を確認できるため、データが正常に提供されているかを適宜確認する。

また、格納システムにおける農地台帳と農地区画図の不整合や、公開前確認システムへの取込失敗が発生している場合には、「2.2.7 農地台帳と農地区画図及び農地ピンの突合エラーの確認と修正」等を参照し、適宜対応を行う。